



◆公益社団法人 多摩市シルバー人材センター（月刊会員情報誌）◆発行責任者：理事長 熊谷義一 ◆ホームページ <https://tama-sc.tokyo/>



★どくだみ

★どくだみ

●**配達センターでのDM便封入業務（派遣）** ◆熊谷
南野にあるヤマト運輸株式会社配送センターでDM便の封入を行います。
就業日時：10時～13時 月3～5日
●**寮の清掃（請負）** ◆熊谷
和田の建設会社社員寮にて共用部の清掃を行います。
就業日時：月～土9時～13時

6月18日（木）に開催する定時社員総会は、上部団体からの強い要請と法律顧問の助言に従い、コロナウィルス感染防止の為に「来賓なし、セシモノ省略、最小出席者、最短時間で終了」という前例のない開催方法をとらざるを得ません。

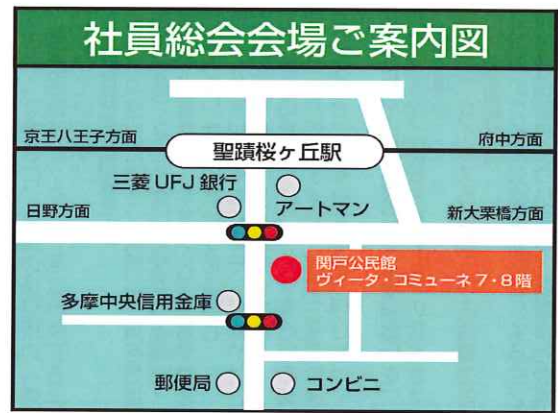
集会は少人数で間隔を広くとることを義務づけられる状況ですから、「自分の安全の為に委任状の積極的な行使を」検討ください。

また、国の方針と東京都の指導によって開催場所や規制の内容に変更があった場合は緊急な対応が必要となります。その場合はすぐにお知らせしますのでセンターからの通達にご注意ください。

全人類が経験したことのない日々ですが、一日も早く安心して仕事を続けられる日が来るように願ひ、この見えない敵との戦いに勝ち抜きましょう。

理事長 熊谷義一

第10回定時社員総会を開催します



★おしごと情報コーナー

お問い合わせ時に募集が終了している場合もありますのでご了承ください。

◆印は事務局担当職員

- エコプラザ多摩の清掃（請負）** ◆田村
公共施設での清掃業務です。
1日2名で作業を行います。
就業日時：8時30分～15時（休憩1時間）
月8日（土）祝・第5水曜は就業なし
- 武道館・陸上競技場の清掃（請負）** ◆田村
館内の拭き掃除や掃き掃除を行います。キレイな施設で気持ちよく仕事をしてみませんか。
就業日時：8時～11時30分
※15時～18時も数回あり 月12～14日
- 広報誌の配布（請負）** ◆林・小林
毎月2回、市内のご家庭や事業所へ市広報を配布いたします。
- 地域支援サービス・清掃（請負）** ◆小林・天野
小規模アパート等での短時間の清掃です。空き時間を有効活用したい方にも向いています。
- 地域支援サービス・生活支援（請負）** ◆小林
個人宅の掃除や片付け、水やり、電球交換など市民の方の困りごとにお応えしています。
- 地域支援サービス・草取り（請負）** ◆小林
個人のお宅の草取りを行います。
未経験でもOK。
- 植栽管理（請負）** ◆林・古山
初心者歓迎！植木の剪定や草刈りなどと線に関わるお仕事です。
就業日時：平日9時～15時 月10日
※就業先によって異なる
募集エリア：聖ヶ丘
- 事務所の清掃（請負）** ◆熊谷
南野のタフシー会社にて事務所の清掃を行います。
就業日時：月・火・水・金9時～13時
土9時～12時30分 月10日
- 施設のリネン業務（請負）** ◆熊谷
連光寺の老人ホームにてタオルや衣類等の洗濯と仕分けなどを行います。
就業日時：9時30分～16時30分および13時30分～16時30分 月10日
- 施設の配膳業務（請負）** ◆熊谷
連光寺の老人ホームにて食前のおしぼりや飲み物などの準備、食後の片づけを行います。
就業日時：16時30分～19時30分 月15日
- 保育園の登降園時見守り（請負）** ◆熊谷
関戸の保育園にて園児の送り迎えの時間帯に駐車場付近にて挨拶や見守りを行います。
就業日時：平日7時45分～9時00分および17時15分～18時30分 月10日
- 事務所の清掃（請負）** ◆熊谷
豊ヶ丘の住宅管理会社に事務所の清掃を行います。
就業日時：平日8時～15時 月10日

4月の理事会報告

4月24日令和2年度第1回理事会が、新型コロナウイルス感染症要因である3密（密閉空間・密集場所・密接場面）を避ける形で、定数の過半数を超える理事6名、監事1名の出席のもと、センターで開催されました。初めに熊谷理事長の挨拶の後、以下が承認報告されました。

●**承認事項**
第10回定時社員総会の招集決定について承認
本年6月18日午前10時～14時で開催
コロナウィルス感染対策により場所の変更があり得るので、その場合別途HP等でご案内します。
令和元年度事業報告について承認
令和元年度は、第5期の理事執行体制のもと、会員の幸せとセンターの更なる発展を目指し、組織を挙げて経営にあたることも創立40周年を目前にして、センターのイメージ刷新及びブランド化を図る活動を展開してきました。
会員数も前年度より大幅に増え1,001名となりました。
就業審査会設置要綱の制定について承認
これまでの就業適正審査委員会及び事故再発防止懇談会について、契約履行等の観点から両会を発展的に統廃合し、あらたに理事長の諮問機関として、就業審査会を本年5月1日から設置するもの。
定款の一部（役員報酬関係）の変更を承認
令和2年度の会費及び団体傷害保険料について、新型コロナウイルス感染症拡大の状況下で、会員の経済的負担を軽減するため、全額免除を全会一致で承認。

●**報告事項**
4月8日付で「センター緊急事態宣言」を発売したことを報告
令和元年度シルバー派遣事業費6,829万円余、前年度比8.9%増の報告
令和元年度請負実績4億6,434万円余、前年度比12.7%減の報告
12月1日～3月31日の間の常勤役員の職務執行状況を報告
各理事から理事活動報告等
事務局正職員として4月13日付で奥山健太古山和哉の両名採用を報告等。



センター緊急事態宣言II 〈新型コロナウイルス対応〉

政府は5月4日、新型コロナウイルス対策に基づき緊急事態宣言について、5月31日まで延長を決定しました。

これを受けてセンターは、4月8日付センター緊急事態宣言をふまえて、緊急事態のその先にある出口に向かって、会員の皆さまとともに前進していくために、次の緊急宣言IIを発出します。

①会員の経済的負担を軽減するため、令和2年度の会費及び保険料を免除する。
また、お客様の都合で毎月就業セロの会員を対象に就業期間の延長を行う。

②会員及び事務局職員は、本人及びご家族の健康管理に配慮し、手洗い、咳エチケット、検温、3密（密閉空間・密集場所・密接場面）の回避、不要不急の外出自粛等により、感染する又は感染させることがないよう最大限に努める。

センターは各会員・職員に入手可能な数のマスクを配布する。
③就業においては会員の意思を尊重する一方、センターはお客様と協議して就業環境の安全・安心の確保に極力努め、必要に応じて就業の短縮、一部休止等の契約内容の変更、辞退等を行う。

また新規契約にあたっては、感染リスクが懸念される業務は避ける。
④政府の緊急事態宣言対処方針に沿い、事務局職員は事務局内及び会員への感染を防ぐため、2班に別れ出勤・在宅勤務交代制を採り、かつ出勤者7割減を実施する。

限られた人的・物的資源を集中し、事務局の機能維持・運営にあたる。

令和2年5月8日
多摩市シルバー人材センター
理事長 熊合義一

東京消防庁が運営する相談窓口

【#7119】では、傷病人対応について24時間年中無休で相談できます。
【今すぐ病院へ行くべきか】「救急車を呼ぶべきか」悩んだ時は、

【#7119】を「活用ください」。
ただし、激しい胸痛・頭痛、急な息切れ、呼吸困難、意識レベルの著しい低下がみられる時は、ためらわずに救急車を呼びましょう。

迷った時は #7119 へ！

新型コロナウイルス感染に関わる情報提供

◆実践しよう！ 感染防止のための新たな生活様式（5月7日公表）

政府が公表した「新型コロナウイルスを想定した新たな生活様式」では、「徹底した行動変容」が要請されています。
新たな感染者数が限定的となった地域であっても、再度感染拡大の可能性があり、長丁場に備えて、感染拡大を予防する新しい生活様式への移行を強く訴えています。

感染拡大を食い止めるためには、徹底した行動変容が重要です。
手洗いや身体的距離確保（2メートル・最低1メートル）マスクの着用、咳エチケットなどの基本的な感染対策の実施「3つの密」の徹底的回避、「人との接触を8割減らす10のポイント」等が重ねて呼びかけられています。

健康チェックはもちろん、移動、出勤、公共交通機関の利用、買い物、娯楽等の様々な場面での具体例も提示されているので、しっかりと実践していきましょう。

◆新型コロナウイルスの新たな相談の目安（5月8日公表）
厚生労働省は、2月以降「37度5分以上の発熱が4日以上」としていた表記を取りやめ、次のような場合に、全国の保健所の「帰国者・接触者相談センター」等に相談するよう呼びかけています。

●「こんな場合はすぐ相談を」
◎息苦しさや強いだるさ、高熱（平熱を把握しておく必要）などの強い症状がある場合
◎高齢者など重症化しやすい人で発熱やせきなど比較的軽いかぜの症状がある場合
◎重症化しやすい人でなくても、発熱やせきなど比較的軽いかぜの症状が続く場合

◎「味覚や嗅覚の異常」については専門家は異常を感じた場合には相談するよう呼びかけています。

【症状が4日以上続く場合は「必ず相談」を】
◎発熱やせきなど比較的軽いかぜの症状が4日以上続く場合
◆新型コロナウイルスの影響での生活資金等での市の相談窓口

◎新型コロナウイルス感染症影響による生活福祉資金特別貸付については、多摩市社会福祉協議会法人管理課 電話073-666-0222
◎家計や仕事のことでお困りごとについては、しごと・くらしサポートステーション 電話03-66-60424まで。



就業審査会設置について

センターでのお仕事は、安全で適正な就業が求められます。

センターの皆さんはそのことを十分に留意され、業務を遂行されておりますが、不幸にして事故に遭われたり、不適正な就業問題を惹起した場合、これまで事故再発防止懇談会、または就業適正審査会が開催され、必ず措置が講じられてきました。

この二つの会はともに10年前に設置され、当時は有用な役割を果たしてきましたが、その後センター内外の環境が大きく変化する中で、大きな見直しが必要となっていました。

そこで4月の理事会では、この二つの会を「契約履行」の観点から発展的に統廃合し、あらたに理事長の諮問機関として、「就業審査会」を本年5月1日から設置することとしましたのでお知らせいたします。

就業審査会の概要は以下のとおりです。

●目的
就業審査会は会員の就業に関して生じた諸問題について、事実確認、原因、再発防止及び会員の意識改善を促し、適正で安全な就業による契約履行を目的とします。

●審議事項
就業審査会は、理事長の諮問に依り、次の各号に該当するうちの重要事項について審査し、その対処について理事長に答申します。
①契約不履行②就業規約等違反③センターの名譽き損、又は目的に反する行為④就業途上の不安⑤就業態度不良⑥共同・共助の阻害⑦その他、就業不適正と認められる事案

●対処の審査
就業審査会は、諸問題に対処するため、当該会員に対して、次の各号のいずれかまたは併用により対処すべき内容を審査します。
①嚴重注意②再発防止③費用弁償④契約終了⑤除名

会員の皆さん、センターとの請負契約または派遣契約に基づき、安全で適正な就業を通して明るく楽しい職場、生きがいとやりがいのある職場をとともに目指していきましょう。

「理事会決議の省略」によるみなし決議の報告

5月開催予定の理事会は、新型コロナウイルス感染症防止を勘案し、「理事会決議の省略」によるみなし決議により、以下の理事長提案が同意されました。

●同意事項
平成31年4月1日から令和2年3月31日までの計算書類等の承認について同意。
書類内容は①貸借対照表、②正味財産増減計算書、③正味財産増減計算書内訳表、④財務諸表に対する注記・付属明細書、⑤財産目録です。本議案は6月18日開催される定時社員総会の決議事項として付議されます。第10回定時社員総会に付議すべき議案について同意。

付議すべき議案内容は、1報告事項（1）平成31年4月1日から令和2年3月31日までの事業報告の内容報告の件、2決議事項（1）平成31年4月1日から令和2年3月31日までの計算書類等の承認の件（2）定款の一部変更（3）役員報酬及び費用に関する規程の一部改正の件です。

決議があったとみなされる日は令和2年5月22日です。

●報告事項
左記同意事項に加えて、以下の3項目について資料をもつて報告。
センター緊急事態宣言II
派遣事業の4月実績565万円余（前年度比9.9%増）
請負事業の4月実績2,378万円余（前年度比28.0%減）

新しいカードストラップです



創立40周年を記念してネームカードストラップを作りました。私達の歴史と実績と誇りを込めたデザインとしました。
届いた日から、お手元のストラップに換えてお使いください。
（創立40周年記念事業 推進会議）